

「特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護事業所青い鳥老人ホーム)

(平成18年11月1日作成)

(平成21年3月31日一部作成)

(平成23年2月1日一部改正)

(平成24年3月31日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年2月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

(令和4年10月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護を受ける利用者に対して、特定施設入居者生活介護事業所青い鳥老人ホーム（以下「事業所」という。）が提供する相談、支援等のサービスについては、「青い鳥老人ホーム管理規程」及び「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所青い鳥老人ホーム運営規定」に定めるもののほか、本書によるものとします。

1 相談窓口

生活相談員2名が、常時、受け付けます。（ご不明なことは、何でもお尋ねください。）
電話は、0553-26-6631です。

2 養護老人ホームとの関係

(1) 利用者は、市町村長の措置に基づき、或いは施設との契約に基づき養護老人ホームである青い鳥老人ホームに入居している方です。従って、その日常生活上のサービスの大部分は、養護老人ホームである青い鳥老人ホームの施設及び職員によって、従前と同様に受けることには変わりありません。

ただ、利用者が介護保険上の「要介護」の介護認定を受ける状態にあり、若しくは、そういう状態になった場合、日常生活上のサービスを介護保険によるサービスとして、一部受けていただくことになるものです。

(2) 特定施設入居者生活介護のサービスは、別紙運営規程によりますが、その場合であっても、その大部分について、養護老人ホームである青い鳥老人ホームの職員が、事業所の職員を兼務して、他の一般の利用者と区別することなく、同様に提供することとなります。

居室、浴室、食堂等施設の利用についても、従前と変わることはありません。

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえその同意を得たうえで、一般型特定施設入居者生活介護サービス（以下「特定施設サービス」といいます。）に係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否の確認

利用者の日常の心身の状況や生活状況について、介護職員等が常に気配りします。

③ 生活相談等

生活相談員、介護職員等が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 居宅サービスの提供

事業所は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援をします。

(3) 事業所の従業者の勤務体制、居室等の概要及びその他のサービス

① 従業者の勤務体制

養護老人ホームである青い鳥老人ホームの職員を兼務させる等して、特定施設サービス計画を作成する計画作成担当者（介護支援専門員）、生活相談員、看護職員、介護職員、及び機能訓練指導員を、それぞれ、常勤若しくは常勤換算方法で1名以上確保しサービス提供等を行うとともに、夜間を含み常時1人以上の従業者が勤務する体制を整えます。

② 居室等の概要

施設は、養護老人ホームである青い鳥老人ホームと基本的に供用です。

ア 居室・・・全室個室です。

イ 浴室・・・一般浴室2カ所と特殊浴室1カ所があります。一般浴室は男女別々で、安全でゆったり利用できるよう配慮しています。特殊浴室は座位での機械浴を行うもので、利用者の身体の状況に応じて利用できます。

ウ 便所・・・居室のある棟及び階ごと等に設置し、非常通報設備を備えています。

エ 食堂・・・集合食堂で、車椅子使用でも50席余りの利用が可能な広さを備えています。

③ その他

上記のほか、介護保険に基づくもの以外のサービス提供については、養護老人ホームである青い鳥老人ホームの利用及びサービス提供によるものとします。

4 サービス利用料

特定施設サービスの提供を受ける場合は、以下の（１）に示す「利用者自己負担額」を請求に基づき事業所に支払っていただくこととなります。利用料金の額は、別表「(介護予防) 特定施設入居者生活介護青い鳥老人ホーム利用料金表」を参照してください。

なお、この利用者自己負担額について、市町村からの措置により入所している利用者については、市町村ごとにまとめて県から措置費として支払われる介護サービス利用者負担加算を原資として、利用者の収入区分に応じて算定した金額を、サービスを利用した翌々月末を目途に還付します。

(1) 介護報酬の告示上の額

特定施設入居者生活介護費の自己負担額（特定施設入居者生活介護費の1割、2割又は3割額）と各種加算の自己負担額の合計額です。

(2) その他自己負担となるもの

養護老人ホームである青い鳥老人ホームの例によります。

(3) 利用料金の支払い

利用者は、当月請求額を毎翌月指定日に、青い鳥老人ホーム指定の支払い方法によりお支払いいただきます。

(4) 利用料金の改定

利用料金の改定については、介護保険法に基づく厚生労働省通知によりますが、その場合においては、事前に、書面により通知し、利用者等の同意を得ることとします。

5 提供を受けたサービス内容等に関する相談・苦情について

- ① 1に記した相談窓口のほか、管理者及び事務室職員等にお申し出ください。
- ② 事業所職員以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、連絡先等が掲示してあります。）、市町村の相談・苦情窓口、山梨県国民健康保険団体連合会等に伝えることができます。

6 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の身元保証人や家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスの提供に伴って自己の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償します。そのため、事業所は損害賠償責任保険に加入します。

上記のとおり、青い鳥老人ホームが実施する一般型特定施設入居者生活介護に当たり、事業所利用契約書、運営規程、及び、具体的な特定施設サービス計画について、重要事項を説明し若しくは説明を受けました。

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護事業所 青い鳥老人ホーム
笛吹市春日居町小松 855-192

説明者 生活相談員 内澤 通泰 印

利用者 住 所 笛吹市春日居小松 855-192
青い鳥老人ホーム

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印